

赤人集と次点における万葉集卷十異伝の本文文化

新 沢 典 子

はじめに

赤人集の大部分は万葉集卷十の前半の歌より成り、配列も万葉集から大きくは違わない。⁽¹⁾近年、池原陽斉による一連の報告によって、赤人集の本文が古い万葉集の訓を反映している可能性が明らかとなった。⁽²⁾万葉集研究において仮名万葉が参照されることは多くないが、現存の万葉集古写本のうち、まとまったものとしては元暦校本万葉集が最も古く、書写年代は十一世紀を遡らないという事実に照らせば、平仮名本文の向こう側に後撰集から拾遺集成立頃の万葉集本文を透かし見せてくれる書として、その存在は極めて重要といえる。

本稿では、赤人集本文や万葉集の非仙覚本の訓に、万葉集の本文ではなく異伝系本文に一致する例が存することに

注目し、⁽³⁾十世紀に流布した万葉集卷十が、現存のものとは異なり、異伝系本文のいくつかが本文系本文としてある歌卷であった可能性について述べたい。

赤人集に残る古い万葉集の痕跡

赤人集の現存諸本は、『新編私家集大成』「解題」〔新編補遺〕（竹下豊著）によると第一類本西本願寺本三十六人集系、第二類本正保版歌仙家集本系、第三類本陽明文庫蔵「三十六人集」（サ・六八）系の三系統に分かれる。第一・二類は万葉集収載の赤人作歌四首を共通して載せており、歌の配列もおおむね一致していることなどから、同一祖本から派生したとされる。第三類は第一・二類に見られる赤人歌四首を載せず、配列も他の二系統より万葉集卷十に近いが、山崎節子⁽⁴⁾によると、三系統ともに万葉集卷十・一八

一二から二〇九二までの二八一首を構成の中心としながら、そのうちの三二首を欠くなど、複数の点で特徴が一致しており、三系統の本は同じ歌集を原型とすると考えられるという。

三系統に共通する特徴の一つに、現存万葉集にはない二首をそれぞれほぼ同位置に載すという点があるのだが、池原によると、そのうちの一首は、現存の万葉集諸本以前の本に存した歌である可能性が高いという。次にその歌を挙げる（以下、赤人集の引用は資経本「山辺集」による）。

たとひうた

はるがすみたなびく野べにわがひけるつなはまをつな
たえむとおもふに(99)

池原は、「たとひうた」の詞書に相当する「譬喩歌」の標目が万葉集諸本のうち元暦校本代赭書人、紀州本、廣瀬本に存することをふまえて、「たとひうた」の詞書と「はるがすみ」で始まる一首は、赤人集が現存諸本以前の万葉集を母体とする可能性を強く示すと説く。右の例は、赤人集のもととなった万葉集巻十が現存のものとは異なる本であったことを確かに証していよう。ではその巻十とはどのような形態のものであったのだろうか。

これまで、第一類本である西本願寺本（以下、西）と第二類本である書陵部本（以下、書）の二系統の本に、「万

葉集の真名表記を西系統が別々に読み解いたために生じたのではないかと考えられる本文異句が複数存在「すること」を根拠として、赤人集はある時点まで真名書きの歌集であったと見る山崎節子「赤人集考」の説が広く受け入れられてきた。具体的には、万葉集に「風交」(⑩1836)とある語が、西では「ふぶきつつ」、書では「かせませに」とあること、また、「往来君」(⑩2077)が、西では「かよふきみ」、書では「きますきみ」とあること、「出立待」(⑩2083)が、西では「いでたちてまつ」、書では「たちいでてまつ」とあることなどが例として挙げられており、系統間の異同は真名本文を介して生じたとする立場を裏付ける。

しかしながら、池原によると、『赤人集』には次点本の特異な加点に一致する例が複数みとめられるという。池原論の引く、「朝戸出乃」(⑩1925)を赤人集(西、陽明文庫本(以下、陽)が「あさとあけて」とし、万葉集の元暦校本や類聚古集の訓が同様に「あさとあけて」とする他、「衣甚 将通哉」(⑩1917)を赤人集書が「こころもひとはしれるらむ」、陽が「こころも君はしりぬらん」、元暦校本や類聚古集の訓がそれに近似する「こころはきみもしれるらむ」とするなどの例は、赤人集本文と次点との関わりを説得的に示し、赤人集の各系統が巻十の漢字本文

をそれぞれに読み解いたという通説の見直しを迫る。ただ、池原も同論文中で指摘するように、そうした例がある一方で、赤人集が万葉集の訓の影響を受けずに独自に本文を訓んだとしか考えにくい例があるものまた事実である。

具体的に見たい。次の歌について、万葉集諸本は第一句の句切れを第三字「鳴」の後において、「きぎすなくたかまどのべに」と訓むのだが、赤人集は第三字「鳴」の前で切って「はるのきぎすなくだにもとに」としており、

〔万葉十・一八六六〕

春雉鳴 高圓邊丹 櫻花 散流歴 見人毛我母

〔第二句「邊」廣なし。第四句「流」類「清」。第五句「裳」

類、紀「母」、廣「毛」。〕

〔万葉集〈非仙覚本〉訓〕

〔類・紀本文左に「ハルキギスナク或本・廣」〕

きぎすなくたかまとのべにさくらばなちりながらふるみるひとがも

〔赤人集Ⅰ西本願寺本〕

はるのきぎすなくだにもとにさくらばなちりぬべくなるみる人もがも

〔赤人集Ⅱ資経本〕

はるの雉なくだにもとにさくらばなちりぬべらなるみる人もがも

〔赤人集Ⅲ陽明文庫本〕

春のきぎすなくだにもとに桜花さくぬべらなりみる人もがも

また、次の例では、赤人集第一類本（西）が末尾の三字を第五句と見るのに対して、第二類本や三類本、万葉集古写本は末尾の四字を第五句とした結果、訓が大きく異なっている。

〔万葉十・一八二七〕

春日有羽買之山從 狹帆之内敵 鳴往成者 孰喚子鳥

〔第二句「買」類もと「眞」。第三句「敵」廣「故」、紀旁が「可」。第四句紀「成」下「来」あり。〕

〔万葉集〈非仙覚本訓〕〕

〔元（訓の右に緒「タカヒヤマヨリ」）・類・廣。紀は第二句「タカヒノヤマヨリ」。〕

かすがなるはかひやまよりさほのうちへなきゆくなるはたれよぶこどり

〔赤人集Ⅰ西本願寺本〕

かすがなるはるひやまなるさほのうらはゆくなるたれよぶこどりぞも

〔赤人集Ⅱ資経本〕

かすがなるはかひ山よりさほのうへさしてゆくなるたれよぶこどりぞも

〔赤人集Ⅲ陽明文庫本〕

かすがなる はかひ山より さほのうらへ 鳴行なる
はたがよぶこどり

池原はこうした例、すなわち次点本訓と赤人集本文との一致しない例の存在をふまえて、赤人集が現存諸本と相違する異本万葉を原型とするという見方を示す。赤人集本文の系統間の異同の多さを考慮すると、各系統が同一の附訓本を祖としたとは考えにくい面が残るものの、各系統本の前に、万葉集卷十の漢字本文のみならず、共通して参照し得た訓が、どのような形であったかは不明だが、存したことは認められようし、それが古い万葉集の訓みに通じる可能性は極めて高いといえる。

赤人集の成立時期については、瀧本典子「古今六帖と赤人集」^{①7}や山崎前掲論文に、古今和歌六帖が、作者名・本文共に赤人集を資料として用いた可能性が指摘されている。これをふまえれば、古今和歌六帖以前、すなわち十世紀後半までと考えるとよい。拾遺集収載で赤人とされる三首のうち^{①8}の二首（三、八一九）は卷十の作者未詳歌であり、赤人集からの採歌であると考えられるため、遅くとも拾遺集成立以前であることは確かである。赤人集の本文を検討することは、十世紀に享受されていた万葉集卷十の姿を明らかにするに他ならないことが了解される。

この点をふまえた上で、赤人集に万葉集卷十の異伝系本文に一致する本文の存する意味について、以下考えたい。

赤人集のもととなった万葉集卷十

赤人集に採られた万葉集卷十収載歌のうち、異伝系本文が併記される歌は六首ある。そのうち、次の一首については、本文が万葉集の本文系本文ではなく、異伝系本文に一致する。^{①9}

〔万葉十・一八七五〕

春去者 紀之許能暮之夕月夜 鬱東無裳 山陰尔指天
〔二云 春去者 木隠多 暮月夜〕

〔本文第三句「夕」類「名」、闕「名」ミセケチで「夕」別筆。「夜」紀なし。異伝第一句「者」紀なし。第二句「隠」類「陰」紀「陰」。「多」類「夕」。第三句「暮」紀「音」〕^{②0}

〔赤人集Ⅱ・五三〕

はるくればこがくれおほみゆふづく夜おほつかなしや
はなかげにして

この歌は他に、後撰集、古今和歌六帖にも見られる。

〔後撰集六二〕 題しらず よみ人も

はるくればこがくれおほきゆふづくよおほつかなしも
はなかげにして

〔古今六帖一・二八三〕

はるくればはくれおほきゆふづくよおほつかなしも
はなかげにして

万葉集が、後撰集撰集に並行してはじめて体系的に訓まれたのだとすれば、仮名書きの赤人集の成立は先に述べたように後撰集から拾遺集成立の間ということになる。本文異同から影響関係を推定してみると、赤人集と後撰集の第二句に「こがくれおほき」と「こがくれおほき」との小異があるが、第五句本文にある「山陰」がともに「はなかげ」となっており、後撰集から赤人集への影響は否定できない。古今和歌六帖については、後撰集を典拠としていよう。

この歌の第二句について、万葉集巻十の古写本に残る訓を整理すると以下のようになる。

①【万葉十・一八七五】第二句のみ⁽²⁾

本文系本文「紀之許能暮之」、異伝系本文「木隠多」

・「こがくれおほき」元(訓の右に墨で「しるしばかりの」・廣

・「しるしばかりの」類(本文「紀」の右に朱で「シルシ」・紀

・「きのこのくれの」宮・細・西・陽・温・矢(青)・
近(青)京(青)・附・寛

本文第二句が「紀之許能暮之」であるにも拘わらず、元

暦校本と廣瀬本では、異伝系本文である「木隠多」に即した「こがくれおほき」の訓が本文訓となっている。つまり、元・廣では、漢字本文は現存万葉集の収載歌の本文系本文に、訓は異伝系本文に即す、という奇妙な事態が生じているのである。同じ次点本でも、類と紀には「しるしばかりの」とある。(一)内に示した類の朱書人れから本文第二句第一字の「紀」を「しるし」、第三字の「許」を「ばかり」と訓んだことが知られる。なお、万葉集の古訓と赤人集本文との関係についてだが、万葉集の諸本はいずれも第一句を「はるされば」、第五句を「やまかげにして」としており、第一句を「はるくれば」、第五句を「はなかげにして」とする赤人集本文への影響は看取されない。

以上をまとめると、万葉集の巻十・一八七五番歌については、後撰集、赤人集、古今和歌六帖、元暦校本万葉集、廣瀬本万葉集において一様に、異伝系本文が、本文または本文訓となっており、それが「後撰集・赤人集・古今和歌六帖」と「万葉集の元暦校本・廣瀬本」という、少なくとも二つの系統の本文に共通して現れるのである。その理由については、さまざまに想定し得るが、現存の万葉集巻十に異伝として示される歌が、もと本文としてあった可能性を考えてみてよいように思われる。⁽²⁾

万葉集諸本のうち、非仙覚本の訓を見ると、巻十に関し

ては、他にも異伝系本文に即した訓が本文訓となった例が存する。他の巻に見られる同様の例と共に、以下、確認していききたい。

万葉集の異伝と次点本の訓

赤人集は、三系統共通して巻十の前半部（一八一—二〇九二）の歌しか載せておらず、巻十後半に見られる異伝系本文との関係については確かめるべきがない。ただ、万葉集諸本のうち、非仙覚本には、本文でなく異伝中の本文に一致する訓が他にも確認できる。

次の例は、万葉集巻十収載歌の異伝系本文が、類聚古集の本文訓として残る例である。

②【万葉集十・二一七六】

秋田苅蒨手搖奈利白露志置穂田無跡告尔来良思（二云告尔来良思母）

（本文第五句「思」紀なし、脱字符で「思」補。）

【類聚古集】

あきたかるとまでおくなりしらつゆはおくほだなしとつげにけらしも

【元暦校本】

あきのたをかりてむてふなりしらつしおけるほどなしとつげにくるらし

（「くるらし」右に緒「ケラシモ」）

類聚古集に、第五句の訓に「つげにけらしも」と見える。

元暦校本の緒書入にも「ケラシモ」とあり、第五句の異伝系本文「告尔来良思母」に一致する。ただし、本文系本文の「告尔来良思」を「告尔来良思」と訓み、「も」を訓み添えた可能性も若干ではあるが残る。なお、廣瀬本は該当歌を欠く。紀州本の訓は以下の通り本文系本文に沿うが、本文右に「ラシモ」とある。

【紀州本】

アキタカルトマデウゴクナリシラツユシラク
ホダなしトツゲニキヌラシ

（第五句「思」脱字符にて補。本文右に「ラシモ」左に「ラク」。）

こうした例は、いま見た巻十の二例の他に、巻十二に二例、巻十八に一例が確認できる。以下、具体的に見たい。

次に挙げる万葉集巻十二収載歌では、廣瀬本訓が異伝系本文に一致している。

③【万葉集十二・二九五八】

人見而言害目不為夢谷不止見与我戀將息（或本歌頭云人目多直者不相）

（本文第二句「害」廣「答」。異伝「云」廣「者」。）

【廣瀬本】

ヒトメオホミタダニハアラヌメニダニヤマ
ズラミエヨワガコヒヤメム

（訓の右に「合点」ヒトノミテコトトガメセヌ）あり。合

点は訓本行にもある。）

【元暦校本】

ひとのみてみただにはみえずゆめにだにや

まずをみえよわがこひやまむ

「ひとのみて」の「の」緒でミセケチ。「て」の下に緒で「ハ」あり。「ただに」の右に墨で「コトドガメセヌ」「え」の右に緒で「セ」あり。

本文第一・二句は、「人見而言害目不為」であるが、廣瀬本には、「ヒトメオホミタダニハアラヌ」とあり、異伝系本文「人目多直者不相」に近似する。元暦校本も、第一句は「ひとのみて」と、本文系本文に一致するものの、第二句は「ただにはみえず」のごとく、異伝系本文の「直者不相」に近い訓となっている。なお、類聚古集は該当歌を欠く。

次に示す例は、巻十二の異伝系本文訓が廣瀬本と類聚古集に残る例である。第一句に「一云」、第四句に「或本歌曰」形式の異伝がある。

④【万葉集十二・三〇七三】

木綿褰（一云 疊） 白月山之 佐奈葛 後毛必 将相等會
念（或本歌曰 将絶跡妹乎 吾念莫久尔）

（本文第一句「褰」類「疊疊」。異伝第一句「跡」闕「位」。）

【廣瀬本】 ユフダタミシラツキヤマノサナガヅラノチモ
カナラズアハムトゾオモフ

【類聚古集】

ゆふだたみしらつつきやまのさなかづらのち
もかならずあはむとぞおもふ

廣瀬本の第一句訓は「ユフダタミ」であり、異伝系本文に一致する。類聚古集は本文に「木綿褰疊白月山之」とあり、「一云」の本行化が見られる。訓は「ゆふだたみ」と、やはり異伝系本文に一致する訓となっている。本文系本文の「褰」を「たたみ」と訓み誤った可能性もありそうだが、同じ巻十の一八三三番歌に「褰（持）」の語が見え、そこでは、廣瀬本・類聚古集ともに、「つつみ（もて）」と訓んでいる。誤って「褰」を「たたみ」と訓むとは考えにくい。ただ、この例については、割注で一字の異同を示す形式であることに加え、「ゆふづつみ」の語が万葉集に一例しかない単独例であることをふまえると、「木綿褰」という耳慣れない語を避けて、万葉集中他に例のある「疊」の語を選んで訓じた可能性を考慮すべきかもしれない。この点については、後で詳しく述べる。なお、元暦校本の該当訓は、「ふゆづつし」（右に緒「ミ」、左に緒「タスキ」）であり、本文系本文に近い訓となっている。

以上、元暦校本、類聚古集、廣瀬本の巻十・十二について、異伝系本文に一致する訓が本文訓となった例が各二例存することを確認した。

万葉集全体で短歌の詞句に関わる異伝注記は一五三例あるが、⁽²⁾こうした例、すなわち万葉集諸本において訓が異伝系本文に一致する例は、右の四例の他には次の一例が見ら

れるのみである。

⑤【万葉集十八・四一二一】

朝参乃 伎美我須我多乎 美受比左尔 比奈尔之須米
婆 安礼故非尔家里（一云 波之吉与思 伊毛我須我多

乎）

【元暦校本】・【類聚古集】・【廣瀨本】

はしきよしもがすがたをみずひさにひなにしすめば
あれこひにけり

（異伝「一云」廣「二云頭云」〈新点本は「一頭云」〉。第二句「伊」廣「侘」。）

元暦校本、類聚古集、廣瀨本の第一・二句が異伝系本文に一致する。京大本には本文右に「マキイリノキミ」（青）「マデイリノ」（赭）、左に「ハシキヨシキモ」（赭）、右の訓の頭に朱で「此歌両字以秘本和字付畢」と注されており、この歌の冒頭二字が難訓であったことが知られる。京大本注記の内容に照らせば、異伝系本文が訓に反映した例のある理由について、祖本に異本万葉集を想定するよりも、本文が訓みにくい場合に異伝系本文を訓に取り込む訓読があつたと仮定してみるべきかもしれない。

当時、異伝注記がどのようなものと見做されていたかについては不明と言わざるを得ないが、異文を注記するという行為自体が、本文と異文とを明確に区別しようとする意

識を前提としていよう。また、古点本に近いとされる嘉暦伝承本の形態を見ると、次に示すように、まず漢字本文があり、その左に平仮名別提訓が二行書きされ、異伝注記がある場合はその次に二字下げで配置されている。

見渡三室山違石穂菅測隱吾片念為（①2472）

みわたせはみむろの山のいはほすけ

しのひにわれはことおもひそする

一云三諸山之石小菅

訓は一首の独立した和歌として漢字本文に対応しており、異伝系本文は本文や訓と対等でなく、作者や出典を記す左注と同様に付属的なものとして扱われた様子を見てとることができる。難訓であるからといって、本文と異伝注記とを自由に往還するような訓読のあり方が一般にあつたとは考えにくい。

先に見たとおり、少なくとも巻十に限っては、「譬喩歌」の項目と「はるがすみ」で始まる一首を有する異本巻十ともいうべき本が、元暦校本代赭書入、類聚古集、廣瀨本、赤人集に先立ってあつたことは確かである。かかる事実を鑑みれば、元暦校本、類聚古集、廣瀨本の巻十に異伝系本文が訓において本文化した例が二首見られるという事実もまた、これらのもとなつた万葉集巻十が、現存のものとは異なつて、異伝系本文のいくつかが本文としてある巻で

あつた可能性を示しているように見える。

では、なぜ仙覚本にそうした例が見られないのか。それは、仙覚が、それ以前には付属的なものとして等閑視されていた異伝注記にまで訓を付し、それを顧みることによって本文の訓を改めるという方法を取ったためである。仙覚抄には、異伝系本文に一致する訓が本文訓となっている巻十の前掲の例(例①)について、異伝系本文をふまえて訓みを改めた経緯が記されている。

『万葉集注釈』(巻十・一八七五番歌釈文)

此歌古点ニハ、「ハルサレバコガクレオホキユフツクヨオボツカナシモヤマカゲニシテト点セリ。」「木隠多」

ハ注ノ異説也。「紀之許能暮之」トカケル。ソノ行ニ

注ノ異説ヲツグベカラズ。ソヲ「コガクレオホキ」ト

ヨムベクハ、何ニカハ「云春去者木隠多暮月夜」ト

注スベキヤ。又或本ニハ、此歌第二ノ句「シルシバカ

リノ」ト点ズ。コノ点ニハ又「暮之」ニ字ヲ和セズ。

今案ズルニ、「キノコノクレノ」と和スベキ也。

かすかに残つた異本の面影は、本文と訓との対応を追求した仙覚の校訂によって、万葉集から篩い落とされたのではないだろうか。

おわりに

異伝系本文の訓が本文訓となる例は、短歌の詞句異伝を記す一五三の注記のうち、巻十・巻十二に各二例、巻十八に一例の五例のみと、偏つた出現の仕方をする。

元暦校本、類聚古集、廣瀬本といった非仙覚本の訓や赤人集本文に、異伝系本文に一致する例が存するという如上の事実は、十世紀に万葉集巻十と巻十二、巻十八がそれぞれ単独で流布し、それが現在のものとは異なる、異伝系本文のいくつかが本文であるような歌巻であつたことを示している。

島田良二が、赤人集の他、人麿集や家持集にも万葉集巻十からの採歌が目立つことをふまえて、「巻十は、春・夏・秋・冬の部で構成され、一巻としてまとまっているので、単独で流布して親しまれていたとも考えられる。」と述べるように、季節と恋を主題とする短歌から成る巻十と巻十二が、平安期以降に単独で流布する動機は、十二分にあつたであろうと推察される。では、巻十八はどうか。

万葉集巻十八に、上代特殊仮名遣いの異例、ア行ヤ行のエの混同、奈良時代文献としては特殊な仮名字母の使用、清濁の混用などが見られ、主として表記の面で平安期的な様相を呈していることは広く知られている。平安中期に大

規模な補修が行われたとみる説が一般的だが、近年では、乾善彦²³⁾が、見方によっては特異な文字使用が補修部といわれてきた部分にのみ偏るわけでないことを明らかにし、天曆期以降にわたるいくつかの時期に改変の加わった結果であるうとの見解を示している。

末四巻のうちでも右のような平安期的特徴を色濃く示すのは巻十八のみであり、当該歌巻が他の巻とは別の伝来を辿ったことを示唆するが、いまは十分に考察が及んでいない。平安期に異伝系本文を本文とする巻十が単独で流布した可能性について述べるにとどめたい。

万葉集本文引用は『万葉集 CD-ROM版』（木下正俊・校訂、塙書房、二〇〇一年）によった。後撰和歌集本文引用は、新日本古典文学大系『後撰和歌集』（岩波書店）によった。赤人集の系統、歌番号、第三類陽明文庫本文引用は、『私家集大成 CD-ROM版』（二〇〇八年）により、西本願寺本文については「西本願寺三十六人集・赤人集（全）」（一九七二年、書芸文化院三十六人集刊行会）により、私に濁点を付した。古今和歌六帖本文は、図書寮叢刊『古今和歌六帖』（養徳社）により、私に濁点を付した。

注

(1) 第一類本である西本願寺本の前半に句題和歌が混入する他、各系統本それぞれに巻末増補歌群を有するなど収載歌については諸本異同がある。各系統に共通する万葉集巻十・一八二から二〇九二の二八一首については、池原陽斉が「萬葉集」巻十および「赤人集」三系統対校表」（『東洋大学大学院紀要』四九、二〇一二年）で本文校異を示している。

(2) 池原前掲（注1）論文、同「萬葉集」伝来史上における『赤人集』の位置」（『古代中世文学論考』第三〇集、二〇一四年一〇月）、同「西本願寺本赤人成立考」（『口頭発表資料』（二〇一四年二月、於国文学研究資料館）。
(3) 赤人集中にこのような例があることについては既に山崎節子「陽明文庫蔵（一〇・六八）「赤人」について」（『和歌文学研究』第四七号、一九八三年八月）に、三系統に分かれる赤人集の原型が同じであることの証として言及がある。

(4) 『日本文学 web 図書館 和歌&俳諧ライブラリー』（二〇一二年、古典ライブラリー）収載のものを参照した。

(5) 山崎節子前掲（注3）論文。

(6) 三系統本の関係については不明な点が多いが、概ね第三類の陽明文庫本が他の二つの系統より古い形態を残すと見るようである（山崎節子前掲（注3）論文、藤田洋治「三十六人集の本文改訂 試論―陽明文庫（サ・六八）本を中心に―」（『和歌 解釈のパラダイム』一九

- 九八年一月など)。ただし、三系統の關係については未だ不明な点が多く、より詳細な本文検討が必要である。
- (7) 池原前掲(注1)論文。なお、それ以前に後藤利雄「古点期以前の万葉集―赤人集と卷十一―」(『万葉集成立論』一九六七年、至文堂)、山口博「万葉集形成の謎」(一九八三年、おうふう)にも指摘がある。
- (8) 資經本には「私家集大成」で第二類の底本とされる書陵部本との異同がほとんど見られない。親本であることを尊重し、赤人集本文引用は、冷泉家時雨亭叢書「資經本私家集一」(一九九八年二月、朝日新聞社)によつた。
- (9) 西は、詞書「たとひうた」本文「はるがすみたなびくのべにわがひけるつなはまをたえむなとおもふな」。陽は、「たとへうた」、「春がすみたなびくのべに我ひけるつなはまおつたえんと思ふ」。
- (10) この点については「廣瀬本萬葉集解説」『校本万葉集十八』(『新增補追補』)に指摘がある。
- (11) 田中大士(『万葉集(片仮名訓本)の意義』『万葉語文研究第七集』二〇一一年九月、和泉書院など)の一連の研究をふまえれば、片仮名訓本に共通の祖本ということになる。
- (12) 山崎節子「赤人集考」(『國語國文』四五卷九号、一九七六年九月)。
- (13) 池原陽斉「『萬葉集』伝来史上における『赤人集』の位置」(前掲〔注2〕論文)。
- (14) 一八六八番歌第四・五句、廣瀬本は「チリナガラムルヒトモワレカモ」。「ミル」の右に「合点」フル。
- (15) 赤人集の第二句「なくだにもとに」の訓は漢字本文から乖離しているようだが、「(鳴)高圓邊丹」の「圓」を「丹」と見ればあり得る訓みである。類聚古集の字を参照されたい。
- (16) 西本願寺本第二句の「はるひやま」は「はかひやま」をいずれかの段階で誤写したものであらう。
- (17) 滝本典子「古今六帖と赤人集」(『皇學館論叢』一一四、一九六八年一〇月)。
- (18) 拾遺集で赤人作とされる残りの一首(八三七)は万葉集卷八収載の赤人作歌(一四七一)の小異歌である。卷十・二一九にも類歌がある。
- (19) 赤人集に残る異伝併記の万葉歌六首のうち当該一首(⑩一八七五)のみが異伝系本文に一致する理由については、赤人集のもととなった卷十では当該一首の異伝系本文のみが本文となつていたためと考える。「二云」の典拠は一つではなかったということである。
- (20) 以下、本文異同に関しては、煩雑になるので、異伝部分と本文の該当箇所について非仙覚本の訓に異同がある場合のみ記す。
- (21) 万葉集諸本の名称については『校本万葉集』に従い以下の略号を用いた。
元暦校本、廣瀬本、類聚古集、紀州本(『校本万葉集』では神田本)、神宮文庫本、細井本、西本願寺本、陽明

本、温故堂本・大矢本、近衛本、京大本、活字附訓本、寛永版本。

- (22) 前述のように、池原前掲(注2)論文『萬葉集』伝来史上における『赤人集』の位置』によると、赤人集本文は、非仙覚系の万葉集訓に依拠している可能性がある。また、『廣瀬本万葉集解説』(『校本万葉集十八』(一一二頁))は、卷十(一八四九番歌)の準難訓歌一首の訓について、元暦校本と廣瀬本の近さを指摘する。これらをふまえると、元・廣の訓と赤人集の本文が別個に成ったものではなく影響のあつた可能性を考える必要があるかもしれない。

- (23) 『人麿集』の下巻には異伝注記を有する卷十収載歌が六首採られているが、いずれも本文系本文に即した本文であり、異伝系本文と一致するものはない。

- (24) 本論とは直接関わらないが、類聚古集の第三句には以下の本文異同がある。「白露者」(他の本は「白露志」)。

- (25) 異伝注記一五三例の内訳は以下の通り。卷一4例、卷二14例、卷三13例、卷四1例、卷五6例、卷六2例、卷七5例、卷八3例、卷九3例、卷十16例、卷十一23例、卷十二25例、卷十三2例、卷十四16例、卷十五6例、卷十六1例、卷十七2例、卷十八6例、卷十九4例、卷二十1例。次点本に訓のある異伝歌(①五六「或本歌」など)は除く。また②二九四七の「柿本朝臣人麻呂歌集云」は除く。

- (26) 神宮文庫本には、右に墨で「マイリノ」「マイ」の間

右に墨で「斗」あり)、左に「ハシキヨシイモガ」とある。西本願寺本には「マデイリノ」(茶・薄墨)、「朝」の左に墨で「マイ」とある。西本願寺本の点の色は『西本願寺本(普及版) 卷第十八』(主婦の友社発行)の「翻刻」による。

- (27) 小川靖彦によると、「天曆の訓読では、漢字と平仮名とは、今日の目からすると緩やかではあるが、相応の対応が考えられていたという(『萬葉学史の研究』第二章「天曆古点の詩法」二〇〇七年、おうふう。初出は『萬葉集古訓の詩法―文学史・文化史のなかの天曆古点―』「ことばが拓く古代文学史」一九九九年、笠間書院)。もっとも、それ以後の漢字と訓とが離れていく傾向も同書で指摘されており、天曆以降、本文と異伝とを自由に往還するような訓読のあつた可能性について現段階では否定し得ない。引き続き考えたい。
- (28) 京都大学文学部国語国文学研究室編『万葉集註釈 仁和寺藏・仙覚抄』(一九八一年、臨川書店)による。私に濁点を付し、一部表記を改めた。

- (29) 島田良二『人麿集全釈』「解説」(私家集全釈叢書34、二〇〇四年、風間書房)。卷十二については旧稿(新沢典子「古今和歌六帖と万葉集の異伝」『日本文学』五七―一、二〇〇八年一月)で、単独で流布しており現在のものと歌の出入りがあつたであろうことを述べた。

- (30) 池上禎造「卷十七・十八・十九・二十論」(『萬葉集講座第六卷編纂研究篇』、一九三三年、春陽堂)、大野晋

「萬葉集卷第十八の本文に就いて」(『国語と国文学』二二(三)号、一九四五年四月)、日本古典文学大系『萬葉集四』「校注の覚え書」(一九六二年、岩波書店)など。
(31) 乾善彦「万葉集卷十八補修説の行方」(『高岡市万葉歴史館紀要』第一四号、二〇〇四年三月)。

付記 成稿にあたり、伊倉史人氏、池原陽斉氏、小川靖彦氏、久保木秀夫氏、中川博夫氏、廣岡義隆氏、村田右富実氏に貴重なご意見を賜った。記して感謝申し上げます。
なお、この研究は科学研究費若手研究(B)(2570096)の成果の一部である。

『上代文学』投稿規程

- 1 投稿者は会員に限る。
- 2 投稿論文は原則として縦書きとし、分量は四百字詰め原稿用紙四十枚以内(注をも含む)とする。
- 3 ワープロ原稿の場合はソフト名を明記の上、設定は原則として縦書き、一行四十字とし、分量は四百行以内(注・図表を含む)とする。なお、本文と注のフォントサイズは十・五ポイント以上とし、行間は十六ポイント以上とする。
- 4 投稿論文は、原本を手許におき、コピー五部を送る。投稿論文の表紙には、投稿者の住所および勤務先(学生の場合は大学名、学部学科名または大学院課程名、学年)を記載する。氏名にはその読みをかなで書き加える。
- 5 投稿論文の送り先は事務局とする。
- 6 投稿論文の締切は、六月十五日、十一月三十日の年二度とする。
- 7 投稿論文に対しては、部分的修正を要求する場合があります。
- 8 投稿論文の採否は、編集委員会の議を経て常任理事会で決定し、その結果を通知する。
- 9 投稿論文(コピー五部)は返却しない。
- 10 「上代文学」に掲載された論文等の著作権は執筆者に帰属する。ただし、発行から五年を経過した分については、特に申し出がない限り、上代文学会の責任において順次電子化公開する。
- 11 翻刻・影印などを含む論文等については、「上代文学」への投稿に際し予め所蔵者から電子化公開の許可を得ておくこと。許可が得られない場合も投稿を妨げないが、その旨を原稿の末尾に明記するとともに、非公開とする箇所を明示すること。
- 12